

平成30年度契約監視委員会（第1回）議事要旨

1. 日時 平成30年6月13日（水） 13:30～15:30
2. 場所 大学改革支援・学位授与機構 小平本館208会議室
3. 出席者
（委員）和田委員長、小笠原委員、柴委員
（事務局）管理部長、会計課長、会計課課長補佐、会計課契約係長、
総務企画課情報企画支援室室長補佐、評価事業部国際課国際第3係長
監査室：室長、監査係長、監査係員
4. 議事
議事に先立ち、平成29年度第2回の議事要旨（案）【資料2】が確認され、了承された。

（1）平成29年度調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）の点検及び
平成30年度調達等合理化計画の策定（案）の点検について
昨年度に策定・公表された「平成29年度調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）」及び「平成30年度調達等合理化計画の策定（案）」の点検について審議を行い、了承された。

（2）平成30年3月分までの契約について
平成29年度契約一覧表及び契約資料に基づき、前回点検後の平成29年10月から平成30年3月の間で契約を締結したものを対象として、①新たに随意契約を締結したもの、②一者応札・応募となったものについて点検を行った。

※質疑の概要については、【別紙】参照。

（3）その他
次回の契約監視委員会は、今回点検した以降の契約について、委員会において点検を行う契約を抽出し、契約の適正性、妥当性の検証を行うこととし、平成30年11月～平成31年3月頃に実施することが確認された。

以 上

質疑概要

(2) 平成30年3月分までの契約について【資料5、資料6-1～6】 ①新たに随意契約を締結したものの点検 [1件] No. 12 (資料6-1) デジタルコンテンツサービス ー学校名変遷総覧 (大学・高校編) 一式	
確認事項・意見	回答
・「デジタルコンテンツサービス ー学校名変遷総覧 (大学・高校編) 一式」について、随意契約の理由は。	・直接販売のみのため、唯一実施可能であったのは本契約の相手方のみであった。業者より直販証明書を入手している。
②一者応札・応募となった契約の点検 [5件] No. 4 (資料6-2) 学位授与電子申請システム用 WebAP サーバ、学位授与電子申請システム・特例適用申請者向け電子申請システム兼用 DB/AP (内) /評価サーバ導入・構築 一式 No. 6 (資料6-3) 専修学校専門課程 (専門学校) リスト作成に係る調査委託業務 一式 No. 16 (資料6-4) 遠隔バックアップシステム更改 一式 No. 17 (資料6-5) 情報システム管理運用業務 一式 No. 22 (資料6-6) セキュリティ装置更改 一式	
確認事項・意見	回答
・「学位授与電子申請システム用 WebAP サーバ、学位授与電子申請システム・特例適用申請者向け電子申請システム兼用 DB/AP (内) /評価サーバ導入・構築一式」について、既存のシステムの一部更改のため、当該システムの開発業者のみが応札し、一者応札となったとのことだが、他の事業者が参加する可能性はあるのか。	・システムの内容を把握していないと稼働を保証することができないというリスクがあるため、システムの調査にかかるコストが入札金額に跳ね返ってしまい、開発業者以外の事業者は参加を辞退してしまう傾向がある。採算度外視で実績が欲しいという業者が応札する可能性はあるので、安易に随意契約とはせず、一般競争入札を実施している。
・「専修学校専門課程 (専門学校) リスト作成に係る調査委託業務一式」について、業務の内容と仕様書を5社が取りに来て、一者応札となった原因をどのように分析しているか。	・全国の専門学校のリストを作成する調査委託業務である。タイトルはリスト作成であるが、電話による確認や調査票の発送等の内容が含まれるため、業者が想定していた業務と異なり、期限までに人員を確保することができなかったことが要因であると考えられる。 入札公告の件名からは、内容が分かりづらかったため、今後は件名を分かりやすく工

	夫することとしたい。また、公告から提出期限までの期間ももう少し長く取ることができればと考えている。
・「遠隔バックアップシステム更改一式」について、一者応札となった要因はどのように考えているか。	・No. 4 の理由と同じだが、情報基盤環境の構成要素の一つで既存のシステムの一部更改である。ネットワークの設定など既存のシステムとの整合性を見ていかななくてはならないため、他の事業者は参加を辞退したと思われる。
・一者応札となるのはやむを得ない場合もあるが、不当に高い金額となっていないか危惧される。一者応札とならないような取り組みを引き続き検討していただきたい。	・契約金額が上がっているのは、法人統合によりバックアップデータが増加したことが要因である。競争原理が働くように一般競争入札を実施し、公告から入札締め切りまでの期間や納品までの期間を延ばす等の一者応札を避ける努力を引き続き行っていきたい。
・「情報システム管理運用業務一式」について、情報システムの保守点検業務ではないのか。	・システムの保守点検業務ではなく、パソコンの管理等の情報システム全般の管理運用を行うヘルプデスク業務である。一者応札となった要因としては、1 年以上常駐による運用経験がある業務従事者を 3 名配置することを要件としているが、応札者以外の事業者では人員を確保できなかったことが考えられる。
・「セキュリティ装置更改一式」について、既存のシステムの更改で一者応札となったとのことであるが、契約金額は妥当なものとなっているか。	・平成 21 年度、24 年度に導入した電子メールセキュリティ装置及びウェブセキュリティ装置の更新である。仕様書を見直し、前はハードウェアだったものを、ソフトウェアに更新したため、利用料のみ支払えばよく、ハードウェア保守にかかるランニングコストがなくなり、前回の調達より安価となっている。